

流山市立八木中学校いじめ防止基本方針

流山市立八木中学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、昨今では過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高める等、いじめを誘発している。個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒等の立場に立つ。

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、決して許されるものではなく、どこにでもおこりうることと強く認識する。

本校は、ここに、生徒と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」を掲げ「いじめゼロ」を目指す。また全校をあげて暴力・暴言を排除する。そして、生徒の自発的な活動を支援する。この方針に基づいて具体的な対策として、下記のことに取り組んでいく。

2 いじめ防止の取り組み

(1) 全教育活動を通して、いじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。

- ・いじめがあった場合、子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- ・いじめについて相談（学校内外問わず）、通報方法を指導する。

(2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

- ・道徳教育を推進させる。（1年生を対象にSTANDBYを実施する。）
- ・体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開をすることで、自己有用感を高める。

(3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ・委員会活動、特別活動、部活動等。

3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

(1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は生徒の学校生活で、保護者は家庭生活の中で、生徒等の生活ぶりの変化に注視し、密に連携して早期発見に努め

る。

また、教職員は不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することを十分理解しながら、生徒理解に努める。

(2) いじめ調査を行う。(担任)

毎月「いじめアンケート調査（学校生活アンケート）」を行う。「いじめられている」と答えた生徒から話をよく聞いた上で、生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は、集計を行い、校長、教頭に報告し、対応策を協議し、組織的に早期対応をすすめる。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの情報をつかんだ場合、「いじめの発生時の対応」に沿って情報共有し、組織としてすみやかに事実の有無を確認する。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒等・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習の措置をとる。また、いじめをした生徒も同様である。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認められている場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめ案件を認知した場合、当該生徒、および保護者に対して、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- ・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、観衆としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」に対してもその集団内で道徳などの学級の時間を使い、事の重大さを理解させるまで指導する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒等及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。

4 教育相談体制

日常的に生徒等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年内、生徒指導部会と連携してすすめる。

- ・定期に、「心の調査アンケート(教育相談事前アンケート)」「Q-U」を実施し、教育相談週間を設けて生徒全員との教育相談を行う。
- ・教育相談箱の設置。
- ・市、県のスクールカウンセラー等の協力、助言をいただく。

5 生徒指導体制について

- ・生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ・いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関する生徒等の理解を深めていく活動を行う。

6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ・重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体となる場合は、流山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する重大事態の調査組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係等について報告する。

7 いじめ防止のための学校組織

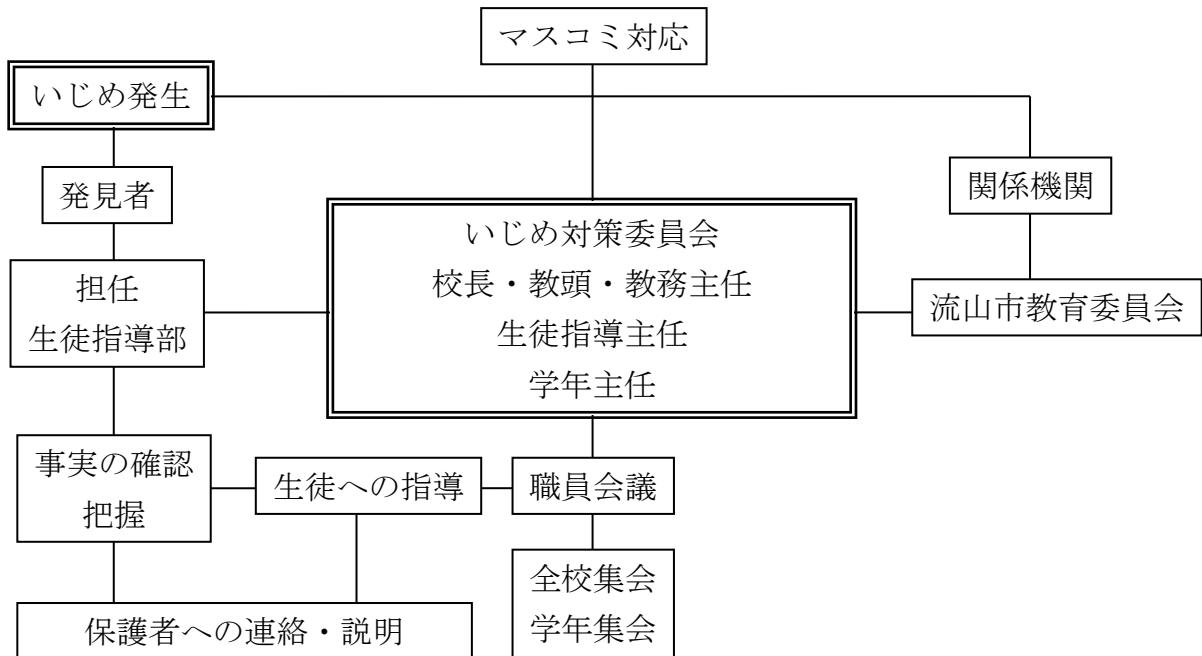
（1）組織について

- ①組織の役割いじめの早期発見
 - ・いじめ発生時の生徒指導
 - ・被害にあった生徒に対する支援
- ②いじめの段階的な組織構成（事案の状況に応じて設置する組織）

組織の構成	学校いじめ防止基本方針の策定（全構成員） 基本方針策定の為の組織	日常的な協議 早期発見の為の組織	いじめの疑い時の緊急会議 事案発生時の組織
校 長	○	○	○
教 頭	○	○	○
生徒指導主任	○	○	○
教務主任	○	○	○
他分掌主任	○		
学年主任	○	○	○
学年生徒指導担当	○		○（当該）
教育相談担当	○		
情報教育担当	○		
養護教諭	○		○
スクールカウンセラー			
担 任			○
関係学年職員			○
部活動顧問			○（当該）
教 科 担 当			○（当該）

（2）いじめの発生時の対応

- ・情報共有の手段、共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、どうしたか等）



（3）年間指導計画

	職員会議など	防止対策	早期発見
4	・いじめ対策委員会の設置 ・情報の共有 ・生徒・保護者等への啓発	・エンカウンター等の活動 ・生徒会からの呼びかけ（新入生歓迎会にて）	・教育相談 ・学校生活アンケート（いじめ早期発見のため毎月1回実施）

	・生徒指導会議での情報交換	・心の天気（年間を通じて）	
5	・生徒指導会議での情報交換	・学級や部活動での仲間関係の深化を図り、認め合い支え合える仲間関係を作る媒介になる。	・学級担任や学年職員による見守り・声かけ、見取りを行う。 ・学校生活アンケート
6	・生徒指導会議での情報交換	・いじめ防止対策授業「STANDBY」実施(対象1学年) ・校内授業研究会	・学校生活アンケート ・Q-U実施
7	・生徒指導会議での情報交換	・教育相談を実施する。 ・夏休み指導の一環で、情報モラルの向上を図る。	・学校生活アンケート
8	・夏季研修会に、いじめ関係の情報交換を取り入れる。		・心配な生徒に声かけを行う。（家庭訪問や電話など）
9	・生徒指導会議での情報交換	・学級や部活内での人間関係の変化を注意深く観察し、必要に応じて指導する。	・休み明けの生徒の様子をじっくり観察する。 ・学校生活アンケート
10	・生徒指導会議での情報交換	・諸行事を活用して、仲間関係を深める活動を組織する。 ・校内授業研究会	・学校生活アンケート
11	・生徒指導会議での情報交換	・教育相談を活用して、人間関係の躊躇を早期に発見する。	・学校生活アンケート
12	・生徒指導会議での情報交換	・冬休み指導の一環で、情報モラルの向上を図る。	・学校生活アンケート ・Q-U実施
1	・生徒指導会議での情報交換	・校内授業研究会	・休み明けの生徒の様子をじっくり観察する。 ・学校生活アンケート
2	・生徒指導会議での情報交換	・卒業・進級に関連して、感謝の気持ちを具体的な行動にする指導を、行事を通して行う。	・学校生活アンケート
3	・生徒指導会議での情報交換 ・いじめ対策委員会開催 ・本年度のまとめと次年度の課題検討		・学校生活アンケート

※人権教育、ネット犯罪防止集会は、それぞれ担当が教務主任と相談し日程等を決める。

※学校生活アンケート実施後は、当日に内容を確認し、各学年生徒指導担当が生徒指導主任に報告する。また、生徒指導主任は校長・教頭に報告し、必要に応じて校長の判断で臨時のいじめ対策委員会を隨時開催する。

8. その他

- ・全校生徒に「八木中学校いじめ基本方針」を知らせることにより、生徒等からの意見

も聞きながら実効性のあるものにする。

- ・学校だより、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力を得る。

9. 学校以外のいじめ相談・通報窓口

相談場所	連絡先
流山市子ども専用ホットライン	04-7150-8055 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
流山市教育委員会教育研究企画室	04-7159-8390
流山市青少年センター	04-7158-7830 04-7158-7833
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
千葉県ヤングテレホン *県警少年相談窓口	0120-783-497

尚、この方針は、今後いじめ対策会議等で点検及び改善・見直しを図っていくことを付記する。令和7年3月25日改訂